

第5章

計画の推進に向けて

1 まちづくりの基本的な考え方

本計画の推進に向けては、幅広い分野での事業・施策の展開が必要であり、様々な主体と連携し、計画的にまちづくりに取り組む必要があります。

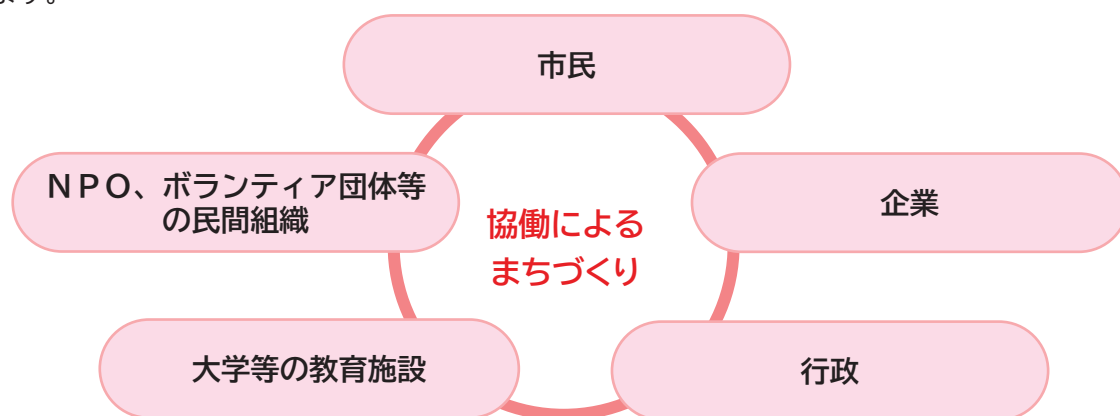
そこで、本章ではまちづくりを進める上で重要な要素である「協働によるまちづくりの推進」や「まちづくりの実現に向けた施策の展開」、「本計画の進行管理・見直し」について示します。



2 協働によるまちづくりの推進

より良いまちづくりを進めていくためには、行政だけでなく、市民をはじめとした各主体がそれぞれの役割と責任を認識し、お互いの立場を理解しつつ相互協力に努め、知恵とエネルギーを結集した協働による取組が重要です。

そのため、市民をはじめ、企業や大学、民間組織、行政との協働によるまちづくりを進めていきます。



■市民の役割

- 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識するとともに、地区レベルのまちづくりや話し合いの場に積極的に参加し、主体的なまちづくり活動を展開していくことが必要です。
- 自治会やまちづくり組織等の地区コミュニティが自治の担い手であることを認識し、住民自治の観点から積極的に参加・協力することが求められます。

■企業の役割

- 市内に立地する企業は、地域社会の構成員として、本計画に則した事業活動に努め、誰もが暮らしやすいまちの実現に向けて、地区のまちづくりに貢献・協力していくことが必要です。

■NPO、ボランティア団体等の民間組織の役割

- NPO やボランティア団体等の民間組織は、まちづくりのけん引役として、これまで培ってきた豊富な知恵と経験を生かしながら、様々な分野におけるまちづくり活動への参画が求められます。

■大学等の教育施設の役割

- 市内に立地する大学等の教育施設は、専門的な知識や生涯学習の場の提供など、地域社会との連携による、ひとづくり・まちづくりへの貢献・協力が求められます。

■行政の役割

- 行政は、本計画に基づく都市計画の運用や各種事業など、総合的・効率的なまちづくりを推進していきます。
- 市民や企業等が主体的にまちづくりに参加できるよう、市民参加のまちづくりの指針である「坂戸市市民参加条例」に基づき、市民への支援体制の充実を図ります。

3 まちづくりの実現に向けた施策の展開

全体構想や地区別構想に示した「将来都市像」や「まちづくり目標」等を実現するためには、様々な取組が必要となることから、その具体施策を示します。

1. 協働によるまちづくりの実現

①まちづくりの普及・啓発活動の推進

- まちづくりに対する意識の醸成をより一層高めるため、情報提供やPR活動、勉強会の開催などの普及・啓発活動を推進します。

②自主的なまちづくり活動への支援

- 市民の自主的なまちづくり活動に対し、情報提供などの支援策を検討し推進します。

③地区のルールに基づくまちづくりの促進

- 地区特性に応じたきめ細かな地区のルールに基づくまちづくりを促進します。

2. まちづくりの推進体制の強化

①庁内体制の充実

- 庁内各部門の連携、計画や事業の調整を行う横断的な組織づくりなど、庁内体制の充実を図ります。

②関係機関との連携・調整

- 国・県などの関係機関との連携を強化し、まちづくりへの協力を働きかけていきます。

③協働のための環境づくり

- 本計画の実効性を高め、市民参加のまちづくりの推進を図るため、新たな仕組みについて検討します。

④効率的・効果的な情報提供・発信の強化

- 広報紙などの多様な媒体を活用し、まちづくりに関する情報を迅速かつ効果的に発信します。

3. マスタープランの効果的な運用

①計画的なまちづくりの推進

- まちづくりに向けた事業については、必要性、緊急性等を十分に勘案し、長期的な行財政運営の視点に立ち計画的なまちづくりを推進します。

②各種都市計画制度等の活用

- 本計画の実現に向けた施策・事業を展開する際には、市街地整備など具体的な都市計画制度の活用を図ります。

③立地適正化計画と連携したまちづくり

- 立地適正化計画と一体的にまちづくりを進め、「誰もが暮らしやすさを実感できるまち さかど」を目指します。

（１）協働によるまちづくりの実現

本計画の策定にあたり、まちづくりに関するアンケートやまちづくりワークショップ等を開催し、多くの市民の声の反映に努めてきました。

本計画の実現には、まちづくりの主体である市民の理解と協力が不可欠であり、まちづくりに対する関心を高め、考え方を共有していく必要があります。

そのため、まちづくりに関する情報提供をはじめ、啓発活動の推進、市民の自主的なまちづくり活動への支援などを積極的に進めながら、市民参加をより一層促し、今後のまちづくりに取り組んでいきます。

①まちづくりの普及・啓発活動の推進

本計画の策定過程では、まちづくりに関するアンケート、まちづくりワークショップ、坂戸市都市計画マスタープラン策定等協議会、市民コメント等の実施や広報・ホームページの活用などにより、様々な普及・啓発活動を行ってきました。

まちづくりを進めていく上では、「地区の現状や問題点は何か?」、「まちづくりとはどのようなものか?」など、市民のまちづくりへの関心を高めていくことが必要であることから、今後も継続的に市民参加の機会を拡充するなど、まちづくりの普及・啓発を進めていきます。

また、本市を愛し、応援する個人又は団体から寄附金を募り、これを財源として各種事業の展開を図ることを目的とした「坂戸市まちづくり応援寄附条例」について、より広く周知し、個性豊かな魅力あるまちづくりを進めていきます。

②自主的なまちづくり活動への支援

自治会、商店会、ボランティア団体、NPO などの活動やその中から出てくる積極的な提案は、まちづくりを進める上で重要な役割を果たします。

市民が住むまちを良くしようと自主的に取り組むまちづくり活動に対しては、必要な情報提供などの支援策を検討し、実施していきます。

③地区のルールに基づくまちづくりの促進

安心・快適なまちづくりには、都市計画に関する事業や規制だけでなく、市民自らが地区の特性を踏まえた合意形成のもと、きめ細かな地区のルール（「地区計画」、「建築協定」、「緑地協定」など）をつくることが重要です。

市では、地区のルールの重要性を考え、各種制度の活用に向けた市民の自主的な地区のルールづくりを積極的に促進していきます。

(2) まちづくりの推進体制の強化

まちづくりは長期的な取組であることから、継続的かつ効果的に施策・事業を進めていくため、行政内部の体制や市民参加の仕組みを整備していくことが重要になります。

そのため、庁内の横断的な協力体制の充実や国、県等の関係機関との連携・協働をはじめ、市民参加のまちづくりを推進する新しい仕組みの活用を図ります。

① 庁内体制の充実

マスタープランを推進していくため、都市計画や土木・建築分野だけでなく、福祉、商工、教育、文化、農政など様々な分野との連携が必要です。そのため、庁内関係部署間での情報共有や連携を図り、総合的・効果的な施策・事業の展開を推進していきます。

また、個々のまちづくり計画や事業の調整を行う横断的な組織について検討を行い、庁内体制の充実を図ります。

② 関係機関との連携・調整

都市計画の実施にあたっては、国や県、近隣自治体等の各種関係機関と十分な連携・調整を図る必要があります。そのため、引き続き、国や県、近隣自治体、警察、消防のほか、鉄道・バス・電力・電話・ガス会社などの関係機関との連携を強化し、まちづくりを進めていきます。

③ 協働のための環境づくり

まちづくりには、市民、NPO、ボランティア団体、企業、行政などが、それぞれの立場・役割で複雑に関わってきます。

まちづくりを円滑に進めていくためには、これらが協働で活動するため、窓口となり支援を行う組織体制が必要になります。

市では、市民参加のまちづくりの指針となる「坂戸市市民参加条例」を制定しており、この条例の趣旨に沿って、まちづくりを進めます。また、大学などの教育施設との連携も検討・推進していきます。

④ 効率的・効果的な情報提供・発信の強化

協働のまちづくりを進めるためには、行政による十分な情報提供が必要です。

広報紙をはじめ、ホームページ、SNS 等の多様な媒体を活用し、市民が必要とするまちづくりに関する情報を迅速かつ効果的に発信します。また、より分かりやすい情報提供や産学官連携の促進等を実現するため、行政情報のデジタル化を推進します。

(3) マスタープランの効果的な運用

本計画の実現化を図るためには、広い視野と長期的かつ現実的な視点に立って、より効果的な運用を図っていくことが必要です。

そのため、本計画の実現に向け、長期的な行財政運営の視点に立った計画的なまちづくりの推進を図るとともに、各種都市計画制度を活用した取組を行っていきます。

①計画的なまちづくりの推進

まちづくりには、長い時間と労力、多額の費用が必要となり、持続的に進めるためには、安定した財源の確保が欠かせません。

今後のまちづくりは、これまでに整備された公共施設や都市基盤などのストックを維持・活用しつつ、限られた財源と人材をより効果的に活用することが求められます。

そのため、まちづくりに向けた事業については、必要性や緊急性、合意形成、実施効果などを十分に勘案するとともに、国や県等の補助制度の活用をはじめ、多様な方策による財源の確保を図り、長期的な行財政運営に基づく計画的・効率的なまちづくりの推進を図ります。

②各種都市計画制度等の活用

本計画に基づく施策・事業を展開する際は、以下に示すような具体的な各種都市計画制度等の活用を図ります。

■区域区分や用途地域等の見直し

本計画に基づく、区域区分の変更について、関係機関と調整を図りながら見直しを推進します。

また、用途地域をはじめとする各種都市計画については、まちづくり目標等の実現に向け、適切な指定・見直しを行います。

■地区計画等による規制・誘導

地区計画制度は、それぞれの特性に応じた良好なまちづくりを行うため、地区レベルでのきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画です。

本市では、「につさい花みず木地区」、「関間四丁目地区」、「坂戸西インター周辺地区」、「エコタウン北坂戸地区」、「坂戸インターチェンジ地区」及び「北坂戸拠点地区」の6地区で制定（令和7（2025）年3月末現在）しており、快適で魅力的な都市空間の保全に寄与しています。今後、都市計画マスタープランに掲げた都市の実現に向け、更なる制度の活用を図ります。

■面的整備手法の活用

面的な整備手法として、土地区画整理事業や市街地再開発事業があります。これらは、新市街地の建設又は既成市街地の再開発により良好な市街地を形成し、都市機能の増進を図ることを目的とした都市計画事業です。

今後、こうした事業を有効活用し、中心市街地や既成市街地の再構築や新市街地の形成を図るとともに、未着手地区については、地区住民をはじめとした利害関係者等と協議しながら調査・研究を進めます。

■開発許可制度の運用

開発許可制度は、良好な宅地水準の確保と無秩序な市街地の拡大を防止し計画的な土地利用を図るため、開発行為を行う際に一定の要件を定めた制度です。

市街化調整区域においては、自然環境や営農環境の保全、集落の無秩序な拡大を抑制するため、開発許可制度の運用を図ります。

また、優良農地や水害のおそれがある土地を除き、本市の持続可能なまちづくりに資する土地活用が見込まれる場合は、開発許可制度の運用を見直します。

■民間活力の導入

本計画の推進にあたっては、多様化する市民ニーズへの対応や、多大な費用を要する事業、維持管理等の継続的に費用を投資する事業が必要となることから、PFI や指定管理者制度等の手法により、民間事業者との連携や民間活力の導入に努め、限られた財源の中においても質の高い市民サービスの提供及び、効率的・効果的な事業の推進に努めます。

③立地適正化計画と連携したまちづくり

坂戸市立地適正化計画では、都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえて、中心拠点及び生活拠点を中心に「都市機能誘導区域」、「誘導施設」及び「居住誘導区域」を設定するとともに、誘導を促すための施策を整理しています。

今後は、両計画を一体的に進めることで、便利でにぎわいのある中心市街地の形成、若年・子育て世代の定住促進、拠点へのアクセス性を高める公共交通ネットワークの形成などを図り、「誰もが暮らしやすさを実感できるまち さかど」を目指していきます。

4 本計画の進行管理・見直し

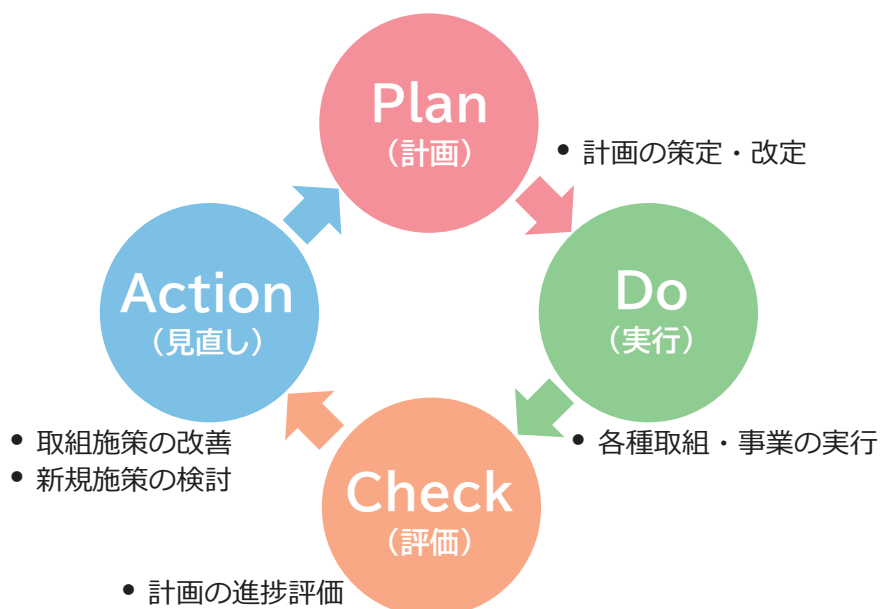
(1) 本計画の継続的な進行管理

本計画に基づくまちづくりが適正かつ計画的に行われるよう、計画の継続的な進行管理が必要です。また、進行管理の結果、事業の見直しが必要な場合は、社会情勢等とともに、その事業が置かれている状況を踏まえ、必要性や効率性を検討して判断することが重要です。

そのため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）、といったPDCAサイクルの仕組みを活用しながら進行管理を行います。

評価（Check）においては、関連計画・事業との連携を図りながら、行政評価制度を踏まえて、本計画の達成度を確認・評価します。

<PDCAサイクルによる進行管理イメージ>



(2) 社会経済状況の変化等を踏まえた柔軟な見直し

本計画は、本市を取り巻く社会情勢の変化や法改正、「第7次坂戸市総合計画」などの上位計画の見直し等があった場合、それらの変化に柔軟に対応するとともに、市民参加等の機会を設けた上で、本計画の一部またはすべてを改定することを検討します。

<進行管理・見直しイメージ>

